平成２４年（フ）第２０９号
佐賀県鳥栖市西田町32番地１　広重コーポＢ201
債務者　皆本フジ子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１９号
佐賀県佐賀市神野西２丁目６番45号
債務者　吉村　由香（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
茨城県龍ケ崎市小柴４丁目３番地１　北竜台グリーンハイツ１棟306号室
債務者　泉谷ひとみ
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
茨城県取手市戸頭1281番地３　サイドウォーク102
債務者　今井　晴美（旧姓柱）
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
茨城県取手市戸頭1281番地３　サイドウォーク102
債務者　今井　良次
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
茨城県稲敷郡河内町長竿6141番地15
債務者　荻原　次夫
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１８号
茨城県稲敷郡河内町長竿6141番地15
債務者　荻原小百合
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
茨城県北相馬郡利根町大字早尾500番地65、前住所神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４丁目８番17―301号
債務者　国分　太郎
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
茨城県稲敷市福田472番地
債務者　深沢　幸子（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
長野市川中島町今井12番地12
債務者　清水　理香（旧姓窪田）
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
長野市篠ノ井御幣川1072番地２　佐藤ハイツ103号、前住所長野市篠ノ井布施五明166番地８
債務者　宮澤　正敏
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５８号
長野県茅野市ちの960番地７　サンハイツ・リゾート301号
債務者　細川　文隆
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第４０２号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目２番12―301号
債務者　うさぎやももこと　上尾　精二
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４６６号
兵庫県尼崎市開明町２丁目34番地の１　ハイツアルペン開明201号、前住所京都府長岡京市勝竜寺尻細13番地
債務者　西村　里美（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４９２号
兵庫県尼崎市名神町２丁目19番34号アーチ名神408号
債務者　セカンドステージこと　阪本　　要
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第９９号
福岡県飯塚市弁分200番地１　市営新弁分住宅Ｃ棟113号、前住所福岡県飯塚市大分1491番地42
債務者　村松　里美
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第９６号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺1488番地１
債務者　中村ちづる
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係